

[事案 24-177] 貸付利息免除請求

・平成 25 年 8 月 30 日 和解成立

<事案の概要>

妻が行った契約者貸付について、契約者である申立人に対する本人確認がなされていないことを理由として、貸付利息の免除を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、妻が行った契約者貸付の貸付利息を免除してほしい。

- (1) 保険会社は、私に対する本人確認を怠ったため、私の了知しない本貸付がなされたので、利息は免除すべきである。
- (2) 妻が私に無断で行った本貸付も無効である。
- (3) 利息が発生することの説明がなされておらず、保険会社に説明義務違反がある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社は、社内で定められた取扱いに従い契約者本人の確認を行っている。
- (2) 申立人は、契約者貸付を理解し、申込みをしており、本貸付は有効に成立している。
- (3) 貸付金は申立人名義の銀行口座に入金され、本貸付の手続き後には、申立人宛書面の通知を行っているが、申立人より問い合わせがなかったため、申立人は黙示の追認をした。
- (4) 申立人は妻に保険取引も含めた金銭関係の処理を任せ、保険契約についても包括的な権限を与えていた。また、仮に妻に権限が与えられていなかったとしても、当社には、妻が申立人の代理人であると信ずべき正当な理由があり表見代理が成立する。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人夫婦の事情聴取の内容にもとづき審理を行ったところ、保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたため、和解契約書の締結をもって解決した。